公　　示　　日：2024 年 1 月 24 日(水)
調達管理番号：23a00877
国　　名：コートジボワール
担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム
調 達 件 名：コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ 2（農業金融）
適用される契約約款：
「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：農業金融
（２） 格　付　　：3 号
（３） 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

（１）全体期間：2024 年 3 月上旬から 2026 年 2 月下旬
（２） 業務人月：11.50
（３） 業務日数：

- 第 1 次 準備業務 3 日、現地業務 75 日、整理業務 1 日
- 第 2 次 準備業務 0 日、現地業務 75 日、整理業務 1 日
- 第 3 次 準備業務 0 日、現地業務 75 日、整理業務 1 日
- 第 4 次 準備業務 0 日、現地業務 75 日、整理業務 1 日
- 第 5 次 準備業務 0 日、現地業務 30 日、整理業務 3 日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第 1 次派遣を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的条件については、「10. 特記事項」を参照願います。

（４） 前金払の制限
本契約については、契約履行期間が１２ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（１）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 20%を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 ヵ月以降）：契約金額の 20%を限度とする。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部

（２） 見積書提出部数：1 部

（３） 提出期限：2024 年 2 月 7 日（水）（12 時まで）

（４） 提出方法：電子データのみ

➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023 年 10 月）」の「別添資料 11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2024 年 2 月 19 日（月）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載

（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16 点
②業務実施上のバックアップ体制	4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

①類似業務の経験	40 点
②対象国・地域での業務経験	8 点
③語学力	16 点
④その他学位、資格等	16 点
	（計 100 点）

類似業務経験の分野	金融に係る各種業務
対象国及び類似地域	仏語圏アフリカ／全途上国
語学の種類	英語または仏語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種：黄熱病

6. 業務の背景

コートジボワール共和国（以下、「コートジボワール」）は国土の大部分が熱帯モンスーン気候に属し、南部の平均降水量 1,600～2,200mm、月平均気温 25.0～28.3 度という恵まれた自然環境により農業生産のポテンシャルが高く、農業は GDP の 21%を占め、労働人口の 36%が従事している。生産される食用作物はヤムイモ・キャッサバ・コメ等多様にある中、コメだけが輸入に依存しており、国内消費量 275 万トン（2018 年）のうち、約 50%を輸入している[1]。

コートジボワール政府は「国家開発計画」（2016 年～2020 年）の中で、「農業の競争力強化及び生産者の収益向上、食料安全保障」を掲げている。また、国家農業投資計画（PNIA）フェーズ 2（2017-2025）が 2017 年 11 月に策定されており、GDP

[1] 以下、コメ需給データの出典はUSDA：PS&D Online（2019）

の 21%を占める農業を、競争力がありかつ持続可能な基幹産業として育成し、その発展の恩恵が広く共有されることを目指している。PNIA フェーズ 2 は、①一次産業の発展、②環境に配慮した生産システムの強化、③農業地域の発展や市民の福利を志向した包括的な成長を戦略的目標として掲げ、7 年間で 4.3 兆 FCFA（約 0.8 兆円）を同分野に投資する予定にしている。

特に稲作部門においては、2007-2008 年の国際的な食料価格高騰を背景に、2008 年に国家稲作振興戦略（SNDR）が策定され、2011 年にその改訂版「SNDR 2012-2020」を発表している。SNDR においては、「コメの自給達成及び輸出国への転換」というビジョンを掲げながら、①持続可能な国産米生産システムの確立、②国産米の付加価値化、③政策策定者、サプライチェーンアクター、及びアクター間の連携体制確立を柱に国産米振興に取り組んでいる。

このような状況下、JICA は 2014 年より国家コメセクター開発機構（ADERIZ）を C/P 機関として、技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクト（PRORIL）」（2014 年～2020 年）を実施し、稲作・精米技術の向上や優良種子・クレジットといった投入へのアクセスの改善、バリューチェーン関係者の連携強化、国産米販売促進活動を通じた、コメ生産量及び販売量の増加に取り組んでいる。この結果、対象農家の生産量及び販売量が事業前と比べ 50%増加した他、金融機関のコメ分野への参入促進、バリューチェーン関係者の連携強化などの成果が表れている。今後、さらに国産米振興を促進するためには、コメバリューチェーンの中でも国産米販売意欲の高い精米業者・販売業者へのコメ集積を図るための金融サービスの拡充、国産米の質の向上のための種子生産、収穫後処理の改善などが必要である。また、安定的な生産・収穫のためには適切な農業機械の導入及びメンテナンス技術の向上や農業機械サービスの発展が必要である。

こうした背景のもと、コートジボワール政府はPRORILのバリューチェーンにおける活動成果の拡大及び持続的な農業機械化を図るため、国産米振興を目的とした技術協力プロジェクト「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」を我が国に対し要請した。

本プロジェクトでは、投資可能な国産米サプライチェーンの確立に不可欠な農業金融サービスの構築を目指しており、本専門家は、コメビジネスに最適化された金融商品の開発・提供を行うとともに、金融マネジメントに関する能力強化などを行う。また、対象サプライチェーン（SC）アクターの資金需要を満たすため、他の金融機関との連携を進めることが期待されている。

「国産米振興プロジェクトフェーズ2（PRORIL2）」の概要

① プロジェクト実施期間：2021年2月～2026年2月（5年間）
② プロジェクト目標：投資可能な[2]国産米サプライチェーンの確立を通じて、コメの販売量と質が向上する。
③ 期待される成果：
成果１　最適化された農業金融サービスが国産米 SC に供給される。

[2] 英語ではBankableと表し、ここでは収益性が高くリスクが管理できる、即ち投資が可能な状態をさす。

成果２　持続可能な農業機械サービスの体制が確立される。
成果３　対象 SC の良質種子の生産・使用能力が向上する。
成果４　対象農家、精米業者、流通業者の収穫後処理・品質管理技術が向上する。
成果５　成果１～４を通じて確立された SC 強化にかかる活動が他の国産米 SC に広がる。

④ 対象地域：
全国

⑤ 実施機関／カウンターパート機関
責任機関は、農業農村開発省（MEMINADER）、実施機関は国家コメセクター開発機構（ADERIZ）となる[3]。

⑥ 本プロジェクトチームの人員構成
本プロジェクトは JICA 直営専門家 4 名（チーフアドバイザー、農業機械アドバイザー（シャトル派遣）、バリューチェーン／マーケティング、業務調整）及び複数名の短期専門家（当該専門家の他、収穫後処理/農業機械、種子生産）で構成されている。また、農業金融、コメ VC 構築、経営の各分野のローカルコンサルタントが配置されている。

7. 業務の内容

国産米サプライチェーン（SC）アクターの取扱量拡大のために、持続可能なクレジットシステムの確立を目指すべく、カウンターパート（CP）と協力してコメビジネスに最適化された金融商品の開発・提供を行うとともに、金融マネジメントに関する能力強化などを行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 業務計画の作成、業務結果の報告

① 本プロジェクトの内容及び農業金融支援の把握
- 本プロジェクトの要請背景・内容、農業金融支援に係る基本的な考え方を把握・分析する。

② ワークプランの作成・改訂
- 各現地渡航前までに、本契約期間全体の業務内容を整理し、ワークプラン（英文または仏文）を作成し、JICA 経済開発部、JICA コートジボワール事務所およびプロジェクトチームへ電子データで提出する。なお、ワークプランではプロジェクトチームの一員として本専門家が求められている

[3] なお、実施機関という位置づけとは異なるものの、農業金融専門家が協働して業務を行う金融機関として全国貯蓄信用協同組合（UNACOOPEC）がある。UNACOOPECは全国に24の支店を有し、融資、貯蓄、保険等の金融サービスを提供する国内最大のマイクロファイナンス機関である。UNACOOPECと本プロジェクトは、フェーズ1（2014年以降）から連携して国産米サプライチェーンアクター向けの金融商品の開発・提供を行っている。

項目を達成するための、具体的な計画を記載すること。

③ 現地業務結果の報告

- 各現地業務終了前に現地活動報告書（案）を作成し、JICA 経済開発部、コートジボワール事務所、プロジェクトチームに事前に共有した上、現地業務報告会にて報告を行う。
- 各現地業務終了後、現地業務報告会で得られた関係者からのコメントを踏まえ、現地業務結果報告書（英文又は仏文及び和文）を最終化し、現地業務から帰国後 1 週間以内に JICA 経済開発部に提出する。

（２） コメ金融クレジット商品の提供及び改善

- プロジェクトの支援により全国貯蓄信用協同組合（UNACOOPEC）[4]が提供している農家向けの生産資材クレジット、及び精米・流通業者向けの籾買付クレジットの両金融商品の貸付・返済状況を継続的にモニタリングを行う。また、貸付・返済上の課題を踏まえ、UNACOOPEC と協力して UNACOOPEC 支局のクレジット・エージェント（CDP）及び農家及び精米・流通業者に対して必要な助言を行う。
- UNACOOPEC と試行開始した天水稲作用の収穫クレジット商品の貸付・返済状況を踏まえ、UNACOOPEC と本格展開のための計画を検討し、その実施を支援する。
- 上記金融クレジット商品の定着のために、UNACOOPEC 本部と協力して CDP 向け手続きマニュアルの更新と改善を行うとともに、ユーザー向けガイド[5]を作成し、広く周知する。
- 上記金融クレジット商品のレビューを行い、グッドプラクティスや課題を踏まえ、その改善やスケールアップに必要な対応について ADERIZ 及び UNACOOPEC 本部に提案し、コメ金融クレジット商品の改善と制度化を支援する。

（３） UNACOOPEC の能力強化支援

- UNACOOPEC 支局 CDP の与信管理能力強化のために導入したクレジットスコア制度に関し、そのツールの利用状況をモニタリングし、スコアリング方法の改善と定着を支援する。

（４） 農家への金融教育及び会計能力強化支援

- UNACOOPEC 支局 CDP による支援対象農家への金融教育活動をサポートする。

---

[4] UNACOOPECは、本プロジェクトのフェーズ1以降（2014年～）協同して金融商品の開発やモニタリングを実施しており、融資申請額や返済状況などの情報共有を行うなどの関係が構築されている。

[5] 融資を受けるために必要な申請手続きや書類を記した手引きを想定。生産者、精米業者などアクターごとに作成する。

- 支援対象農家のクレジット利用を促すための必要な手続き支援（マス・キャンペーン）をUNACOOPEC支局CDPと協働しながら行う。
- 支援対象農家への簡易会計講習会等の開催を通じて、農家のクレジット利用・管理の基礎能力としての収支計算力の強化を促す。

（５） SCアクターの経営分析及び経営改善支援

- プロジェクトが定期的に（半期に 1 回）収集する農家の収支データの整理・分析を、コメVC構築ローカルコンサルタントを監督・指導して取り纏め、農家経営の課題をプロジェクトチームに共有する。
- 経営ローカルコンサルタント（新規配置予定）による精米・流通業者の月次キャッシュフローデータの収集とその帳簿付けを含む会計書類作成支援を監督・指導する。また、これを踏まえ、精米・流通業者に対して収支改善や籾買付クレジットの利用を含めた資金繰り改善に関する助言を行う。
- プロジェクトが定期的（半期に１回）に収集する籾米・精米の取引データ等を踏まえ、マーケティング専門家と経営ローカルコンサルタントによる精米・流通業者の経営分析と経営改善支援に協力する。

（６） スケールアップに向けた他金融機関やDX企業との連携促進

- UNACOOPECとの連携実績を踏まえ、コメセクターへの金融商品拡大に向けて、ADERIZ と協働して他金融機関やドナーに対してコメセクターへの参入の働きかけを行う。
- バリューチェーン/マーケティング専門家等と協力して、コメ金融クレジット商品の提供およびサプライチェーンアクター間の取引の円滑化につながるデジタルサービスを提供する企業との連携を検討し、試行する。
- 他の関連プロジェクトや金融機関やドナーを対象にしたワークショップを開催し(年１回を目途)、グッドプラクティスや教訓(Lessons Learned)等を共有・発信する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）ワークプラン（全体及び各現地業務派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有することを目的とし、ワークプラン（英文または仏文）を作成する。提出は電子データとする。各現地渡航において、C/Pやプロジェクトチームとの議論を深め、改訂を重ねること。

（２） 現地業務結果報告書

各現地業務終了時に、英文または仏文、及び和文を作成する。提出は電子データとする。

（３）金融活動関連成果品

2026 年 2 月 6 日(金)までに、電子データ（英文および仏文）で提出。

- UNACOOPEC 支局クレジット・エージェント（CDP）向け金融商品手続きマニュアル
- 農家及び精米・流通業者向け金融商品ユーザーズガイド
- UNACOOPEC 支局クレジット・エージェント（CDP）向けクレジットスコアリング利用マニュアル

（４）専門家業務完了報告書

2026 年 2 月 6 日(金)までに電子データ（英文または仏文、及び和文）で提出。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月)」の「XI.業務実施契約（単独型)」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

（２）　その他留意事項

業務は基本的にヤムスクロを中心に実施する予定ですが、アビジャン市内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、アビジャン市内の宿泊料については、一律 15,500 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逓減は適用しません。アビジャン市内以外の地域は、経理処理ガイドラインの通りです。

10. 特記事項

（１）　業務日程／執務環境

①　現地業務日程

現地業務期間は以下の通り想定していますが、「７．業務の内容」の記載内容をもとより適切な現地業務期間を提案してください。但し、業務人月及び、渡

航回数は「２．契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。なお、ラマダン期間（2024 年は 3 月中旬～4 月上旬頃）の現地業務は、別途指示される JICA の渡航措置に従うこと。

- 第 1 次現地業務：2024 年 3 月上旬～2024 年 5 月中旬
- 第 2 次現地業務：2024 年 8 月上旬～2024 年 10 月中旬
- 第 3 次現地業務：2025 年 2 月上旬～2025 年 4 月中旬
- 第 4 次現地業務：2025 年 8 月上旬～2025 年 10 月中旬
- 第 5 次現地業務：2026 年 1 月上旬～2026 年 1 月下旬

② 現地での業務体制

本プロジェクトには「６．業務の背景」に記載の専門家等が従事しています。本業務では、チーフアドバイザーの監督のもと、他の専門家とも協力しながら業務を行います。また、基本的なアレンジについては、現地に派遣中の業務調整員（長期派遣）が行います。

③ 便宜供与内容

ア） 空 港 送 迎：便宜供与あり

イ） 宿 舎 手 配：便宜供与あり

ウ） 車両借上げ：あり（※プロジェクト車両）

エ） 通 訳 傭 上：必要に応じ、通訳の傭上を行う。

オ） 現地日程のアレンジ：現地に派遣中の専門家等が支援を行う。

カ） 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス（ヤムスクロ市内）における執務スペース提供

（２） 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ２詳細計画策定調査報告書（和文）（2019 年 10 月）

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ２　農業金融担当専門家報告書

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・コートジボワール国国産米振興プロジェクトフェーズ１終了時評価報告書（和文）（2018 年 7 月）
https://libopac.jica.go.jp/images/report/12322277.pdf

③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア） 配付資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ） 配付依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コートジボワール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。

以上